

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の指定予定の通知（2件）	(治山林道課) 1
○道路の区域決定	(道路課) 1

告 示

高知県告示第870号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年11月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
宿毛市橋上町坂本字松原山477の2、477の3、477の12
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第871号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年11月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
安芸郡馬路村魚梁瀬字岩川山781の2、781の10から781の18まで、781の22から781の27まで、781の29から781の34まで、

781の36から781の44まで、781の46から781の57まで、781の64、781の70

- 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩川山781の18・781の22・781の24から781の27まで・781の29・781の30・781の41から781の44まで・781の46・781の47（以上14筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び馬路村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第872号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、令和2年11月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年11月10日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市住次郎字ヒキチヤシ キ749番1から	9.0	1273
四万十市住次郎字ツウノ山 1394番4まで	66.0	